

民間児童クラブへの補助について（案）

1. 事業概要

- 令和 6 年度から民間児童クラブに対し事業費の補助を開始

2. 経緯・目的

- 平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度の施行以降、クラブ室の整備ペースを加速し、公設児童クラブは新制度前の平成 26 年度からほぼ倍増。民間児童クラブも年々増加。
- 一方、共働き世帯の増加などにより、令和 5 年度待機児童は公民で 83 人。
- 令和 6 年度、新たに民間クラブへ補助をし、市全体の受入れ拡大を図るとともに、利用する保護者の経済的負担の軽減に取り組む。

〔これまでの推移〕※詳細は別紙のとおり

年度	H26	H27	H28	～	R4	R5
クラブ数(全体)	64	88	105	～	132	137
(公設)	64	83	98	～	121	124
(民間)	－	5	7	～	11	13
定員数(全体)	3,043	4,168	4,983	～	6,314	6,460
(公設)	3,043	4,000	4,755	～	5,876	5,959
(民間)	－	168	228	～	438	501
登録人数(全体)	3,536	4,289	4,926	～	5,821	6,156
(公設)	3,536	4,099	4,726	～	5,399	5,680
(民間)	－	190	200	～	422	476

3. 補助の内容

- 児童の受入人数に応じた金額を補助
- 長期休業中の時間延長や障がい児の受入れに対し補助を加算

4. 対象となる主な要件

- 条例など市の定める基準を満たし、市へ届出を行っている児童クラブ
- 公設クラブの定員に対して希望者が多い地域の児童クラブ

5. 期待する効果

- 民間児童クラブ数と受入定員の拡大
- 保護者の経済的負担を軽減
- 利用者サービスの向上（日々の活動をはじめ体験活動や生活環境の向上）